

中小企業省力化投資補助金

一般型

人手不足に悩む中小企業等に対して
個別の現場や事業内容等に合わせた
設備導入・システム構築等の
多様な省力化投資を支援します！



補助上限額
最大1億円

補助率
1/3～2/3

カタログ注文型やものづくり補助金との違いは？



省力化一般型

★目的
生産・業務プロセス等
の効率化

★支援対象
オーダーメイド設備や個別
の現場に応じて組み合わせた
汎用設備、システム等を
導入する事業計画

ものづくり補助金

★目的
革新的な新製品・サー
ビスの開発

省力化カタログ注文型

★支援対象
カタログに掲載された
汎用製品の購入

活用イメージ

たとえば、**通信販売事業**で
オンラインショッピングの顧客数及び
購買量に対応するため、**自動梱包機**及
び倉庫管理システムをオーダーメイド
で開発・導入

たとえば、**自動車関連部品製造事業**で
検査が難しい微細な自動車関連部品の
製造を効率的に行うため、**最新のデジ
タルカメラ**や**AI技術**等を活用した**自動
外観検査装置**を事業者の現場に合わせ
た形で導入

事業概要

基本要件

- ① 労働生産性の年平均成長率が**+4.0%以上増加**
- ② **1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加**
- ③ **事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準**
- ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画を公表等**（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、効果報告を提出いただき、事業成果を確認します。

※基本要件等が未達の場合、**補助金返還義務**があります。

その他要件

- ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、**当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる**事業計画を策定すること。
- ② 事業計画上の**投資回収期間**を根拠資料とともに提出すること。
- ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
- ④ **人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う**事業計画を策定すること。
※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

要件	生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化
補助上限	750万円～8,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3 ※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3 補助金額1,500万円を超える部分は1/3
補助対象経費	機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
その他	収益納付は求めません。

大幅賃上げ特例

補助上限額を250～2,000万円上乘せ

- (1)給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加
(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引き上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除きます。
※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、**補助金返還義務**があります。

最低賃金引き上げ特例

補助率を2/3に引き上げ

指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者

※小規模・再生事業者は除きます。
※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

事業の流れ



お問い合わせ窓口

ナビダイヤル：0570-099-660

IP電話等からのお問い合わせ：03-4335-7595

受付時間：9：30～17：30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）